

東村山ふるさと歴史館条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和3年11月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山ふるさと歴史館条例の一部を改正する条例

東村山ふるさと歴史館条例（平成8年東村山市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の公布に伴う年齢18歳をもって成年とする見直しによる改正その他所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山ふるさと歴史館条例の一部を改正する条例

東村山ふるさと歴史館条例（平成8年東村山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削る。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条中「年齢満20歳以上の」を削る。

第14条、第15条及び第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条中「使用者（この条において、東村山ふるさと歴史館条例施行規則（平成8年東村山市教育委員会規則第7号）第11条及び第12条の規定に基づき承認を受けた者を含む。）」を「使用者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

東村山ふるさと歴史館条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(事業)

第5条 歴史館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) (略)

(入館の制限)

第10条 委員会は、歴史館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(施設の使用)

第12条 特別展示室、視聴覚室、研修室及び体験学習室（以下「施設」という。）を使用しようとする者（義務教育終了前の児童等の使用については、保護者又は団体の責任者とする。）は、委員会の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しない。

(1)～(6) (略)

(使用の制限)

第15条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

旧 条 例

(事業)

第5条 歴史館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(5) (略)

(入館の制限)

第10条 委員会は、歴史館に入館しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(施設の使用)

第12条 特別展示室、視聴覚室、研修室及び体験学習室（以下「施設」という。）を使用しようとする者（義務教育終了前の児童等の使用については、年齢満20歳以上の保護者又は団体の責任者とする。）は、委員会の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第14条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、施設の使用を承認しない。

(1)～(6) (略)

(使用の制限)

第15条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、施設の使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

新 条 例

(1)～(3) (略)

(使用料の免除)

第17条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(損害賠償)

第21条 使用者等は、歴史館及びその施設、設備、資料等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出るとともに、これを復元し、又は委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

旧 条 例

(1)～(3) (略)

(使用料の免除)

第17条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用料を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(損害賠償)

第21条 使用者（この条において、東村山ふるさと歴史館条例施行規則（平成8年東村山市教育委員会規則第7号）第11条及び第12条の規定に基づき承認を受けた者を含む。）は、歴史館及びその施設、設備、資料等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出るとともに、これを復元し、又は委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。